

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の 目指すべき姿を実現するための具体的方策について

令和2年9月
広島市

目 次

P

はじめに

1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 | 1 |
| (2) 目指すべき姿を実現するための取組 | 1 |

2 調査・検討経緯

| | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 目指すべき姿を実現するための取組の検討に当たっての論点整理 | 2 |
| (2) 関係者ヒアリング（令和元年8月） | 2 |
| (3) 高さ制限の対象物 | 2 |
| (4) 高さを制限する範囲の幅 | 3 |
| (5) 高さの最高限度 | 4 |
| (6) 高さを制限する範囲の奥行きの設定の考え方 | 5 |
| (7) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い | 11 |
| (8) 規制手法の選択の考え方 | 13 |
| (9) 適用除外や特例の考え方 | 16 |
| (10) 具体的方策について（答申（素案）） | 16 |
| (11) 関係者ヒアリング（令和2年3月～6月） | 16 |
| (12) 市民意見の募集 | 16 |
| (13) 具体的方策について（答申（案）） | 16 |

3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 を実現するための具体的方策（まとめ）

| | |
|--------------------------|----|
| (1) 高さ制限について | 17 |
| (2) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い | 18 |
| （参考）観点場からの距離に応じた高さの最高限度 | 19 |
| ・ 質問書 | 20 |
| ・ 広島市景観審議会 委員名簿 | 21 |
| ・ 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 委員名簿 | 22 |

はじめに

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いのシンボルです。原爆ドームを含む平和記念公園は、被爆の惨禍を後世に伝え、平和について学び・考え・語り合う場、平和を願う世界の市民が集い・憩う場としての機能を持つ平和記念施設です。また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰靈碑及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を見通す景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

このような原爆ドーム及び平和記念公園周辺の景観を確実に保全・形成していくことは、本市の景観づくりにおける重要な課題であり、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築していきたいと考えています。

このため、平成29年3月29日に、本市から広島市景観審議会（以下「審議会」という。）に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」について諮問し、平成30年12月12日の答申を基に、平成31年1月に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方～南北軸線上の眺望景観を中心として～」（以下「あり方」という。）を策定しました。あり方では、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を設定し、これを踏まえた景観誘導の枠組みの構築を進めることとしています。

その後、令和元年6月21日には、本市から審議会に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」（以下「具体的方策」という。）について諮問しました。

審議会では、「眺望景観検討部会」において、具体的方策を検討するまでの考え方の整理や課題への対応策等について専門的かつ具体的な調査・検討が行われ、令和2年8月25日に審議会から具体的方策について答申がありました。

この答申内容を基に、この度、本市としての具体的方策を策定しました。今後、具体的方策の制度化を図り、景観誘導の枠組みの構築を進めていきます。

1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

(1) 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

あり方では、南北軸線上の眺望景観について、「原爆ドームの背景として大切にすべき範囲は、平和記念資料館本館下を視点場として視対象である原爆ドームを注視したときの視野角約18度の幅に収めることとし、その範囲内においては、建物などが何も見えないような環境を目指します。」としている。(図1)



図1 目指すべき姿

(南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建物が何も見えない姿。植栽により一部の建物を遮蔽したもの。)

(2) 目指すべき姿を実現するための取組

あり方では、(1)の目指すべき姿を実現するための取組として、「大切にすべき範囲において視点場からの距離に応じた高さ制限を導入します。高さ制限は、これが遵守されるよう、強制力を持った法的位置付けを付与します。」とした上で、具体的な高さ制限の導入に当たっての留意点を、以下とおりとしている。(図2、図3)

- 平和記念公園内の既存の植栽による遮蔽効果に加え、さらに遮蔽効果が高まるよう植栽計画を詳細に検討した上で、①原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲、②植栽による遮蔽効果が見込める範囲のそれぞれについて高さの基準を設定します。(図2、図3、図4)
- 具体的な高さの基準及び高さを制限する範囲の奥行きの設定については、景観シミュレーションや、土地利用状況等を考慮して設定します。(図4)
- 高さを制限する範囲より北側のエリアについては、形態や色彩による基準を設けることなど、別途検討を深めます。



図2 目指すべき姿（補助線入り）

①の左右のオレンジ色の縦線で挟まれた範囲は、原爆ドーム（本体部分）の背景となり、植栽による遮蔽効果が見込めない範囲です。また、②の緑色の横線より下の範囲は、植栽による遮蔽効果が見込める範囲です。

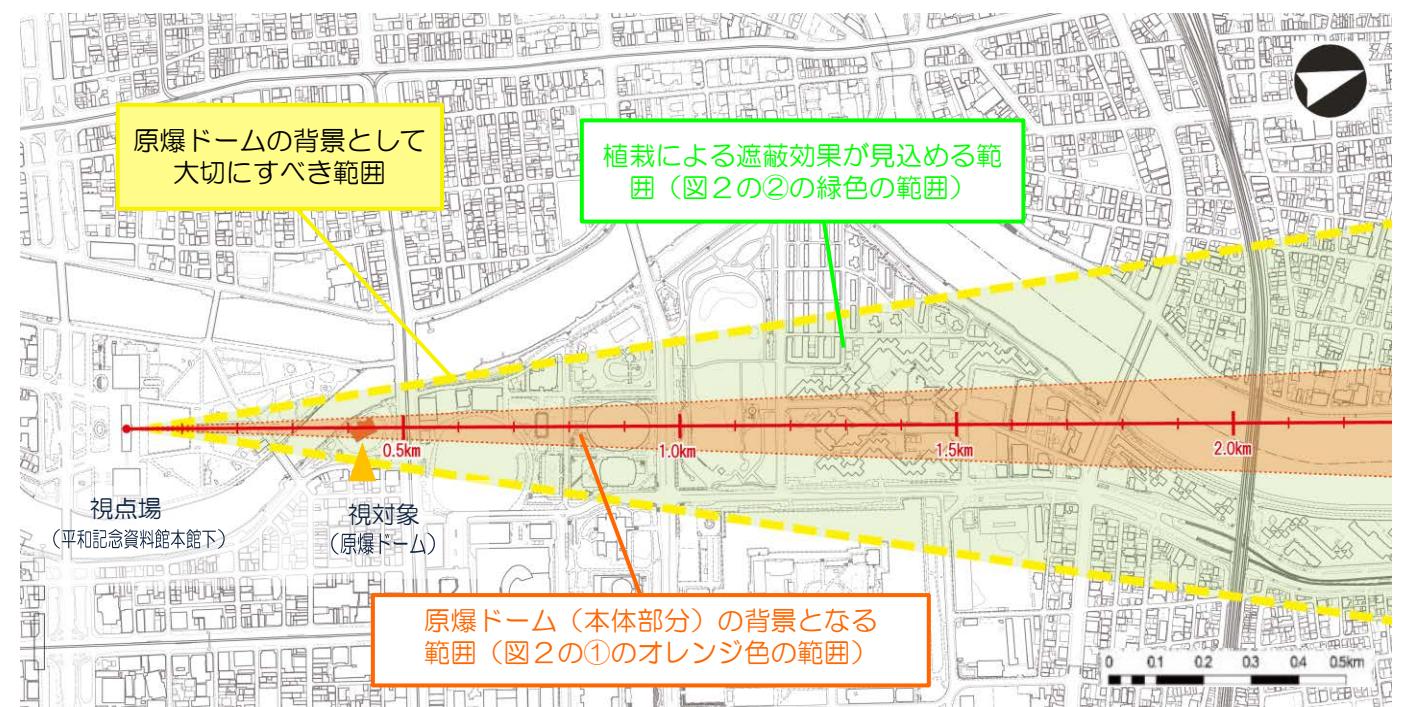


図3 原爆ドームの背景として大切にすべき範囲（視対象を注視した時の視野角約18度の幅）

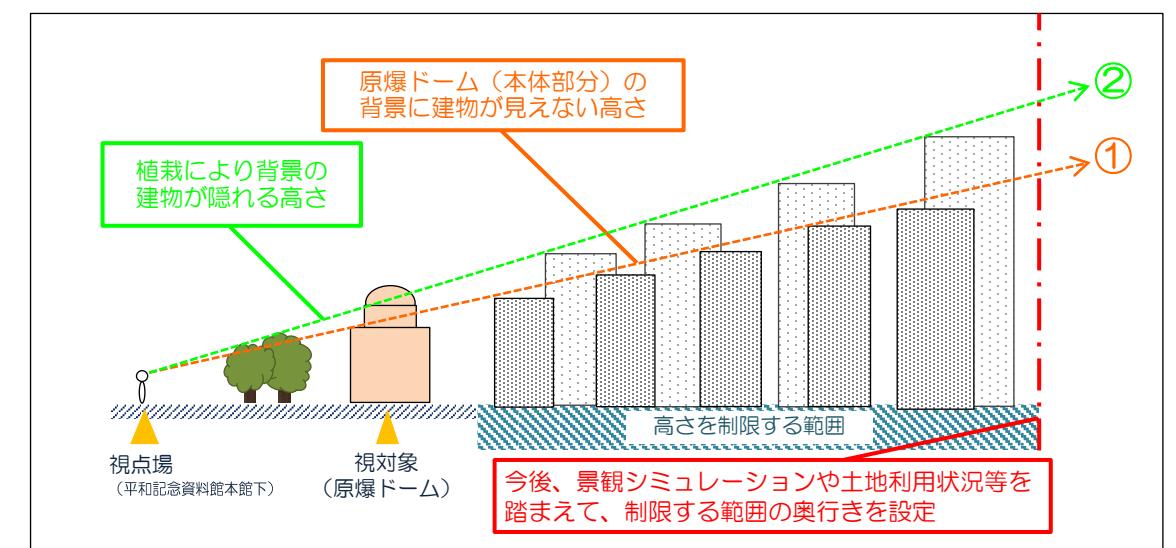


図4 高さの基準等の考え方のイメージ(断面図)

図3を断面から見たイメージ図で、高さの基準等の考え方のイメージを示しています。原爆ドームの背景として大切にすべき範囲においては、図3の①のオレンジ色の範囲と、②の緑色の範囲に、それぞれ視点場からの距離に応じて、原爆ドームの背景に建物が見えないよう高さの基準を設定しています。

2 調査・検討経緯

令和元年 6 月 広島市から広島市景観審議会に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について」諮問
令和元年 7 月 平成 31 年度 第 1 回広島市景観審議会眺望景観検討部会
令和元年 8 月 関係者ヒアリング実施
令和 2 年 3 月 平成 31 年度 第 2 回広島市景観審議会眺望景観検討部会
令和 2 年 3 月 平成 31 年度第 1 回広島市景観審議会
令和 2 年 3 月～6 月 関係者ヒアリング実施
令和 2 年 6 月～7 月 市民意見の募集
令和 2 年 8 月 令和 2 年度第 1 回広島市景観審議会

(1) 目指すべき姿を実現するための取組の検討に当たっての論点整理（平成 31 年度第 1 回部会）

あり方での基本的な考え方を踏まえ、具体的な検討に当たっての論点を次のとおり整理した。

- 論点① 景観シミュレーションや土地利用状況等を踏まえて、高さの基準や高さを制限する範囲の奥行きを検討する。
- 論点② 高さを制限する範囲より北側のエリアについて、形態や色彩による基準を設けるかを検討し、設ける場合にはどのような基準とするかを検討する。
- 論点③ これまでの議論を踏まえ、規制の強度や各手法において定め得る内容、手法ごとのメリット・デメリットを考量し、他都市事例も参考にしながら、最もふさわしい規制手法を検討する。

(2) 関係者ヒアリング（令和元年 8 月）

平成 31 年度第 1 回広島市景観審議会眺望景観検討部会の開催後に、部会での検討内容について、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の地権者及び被爆者団体等に説明するとともに、意見聴取を行い、部会の議論の参考とした。

ア 検討に当たっての論点整理について

異論なし

イ 南北軸線上の眺望景観について

- ・ 良い景観となるよう引き続き検討を進めてほしい。
- ・ 高さ制限の範囲（奥行き）はどの辺までになりそうか。
- ・ 高さ制限はいつから適用されるのか。
- ・ 高さ制限に適合しない既存の建物はないのか。
- ・ 既存不適格となった場合、移転や制限を超えた部分の撤去が必要なのか。
- ・ 高さ制限は、法的な強制力のあるものになるのか。
- ・ 高さ制限が実施された場合、不動産の価値はどうなるのか。
- ・ 中央公園のサッカースタジアムの計画に影響はないのか。

ウ その他の眺望景観（南北軸線上以外の眺望景観）について

- ・ 18 度以外にも、平和記念公園周辺全体のあり方も考えていく必要があるのではないか。

エ その他

- ・ 旧市民球場跡地の利用計画がどのようなものになるのか関心がある。
- ・ 旧市民球場跡地に、にぎわいが必要である。夜でも安心して一人で歩ける街にしたい。

(3) 高さ制限の対象物（平成 31 年度第 2 回部会）

論点①及び論点②を検討するに当たり、高さ制限において想定される対象物は以下のとおりとした。

ア 建築物

建築基準法第 2 条第 1 号に規定するもの（建築設備を含む）

【例】



イ 工作物

広島市景観条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する第 1 種工作物（比較的規模（高さや建築面積など）の大きなもの）及び第 2 種工作物（比較的規模は小さいが身近に数多く存在するもの）

【主なものの事例】

| 煙突 | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの | 【第 1 種工作物】 | 【第 1 種工作物】 | 【第 1 種工作物】 |
|----------------------|--|--------------|------------|------------|
| | | | | |
| 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの | 太陽光発電装置 | 携帯電話等基地局アンテナ | | |
| 【第 1 種工作物】 | 【第 1 種工作物】 | 【第 1 種工作物】 | 【第 2 種工作物】 | 【第 2 種工作物】 |
| | | | | |

ウ 屋外広告物

屋外広告物法第 2 条第 1 項に規定するもの

【主なものの事例】

- ・ 建築物の屋上に設置する広告塔または平看板
- ・ 建築物、工作物等を利用する突出し看板
- ・ 建築物の壁面等を利用して表示・設置する広告物

(4) 高さを制限する範囲の幅 (平成31年度第2回部会)

ア 視点場及び南北軸

平和記念資料館本館下の視点場及び原爆ドーム（円蓋部中央）の座標値は、同館、原爆死没者

慰靈碑及び原爆ドームの位置を測量した結果、図1のとおりとした。(図1)

また、南北軸は、視点場と原爆ドームの座標を結ぶ直線とした。

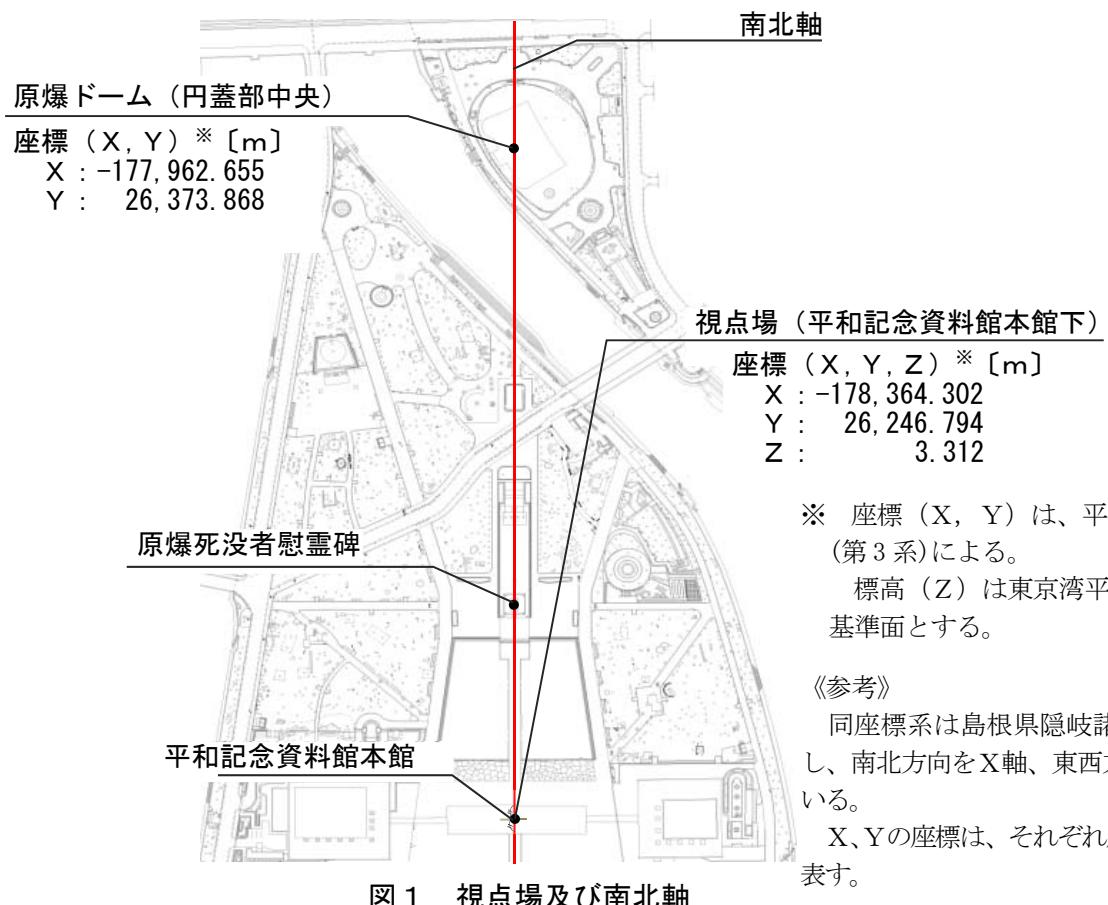


図1 視点場及び南北軸

イ 高さを制限する範囲の幅

高さを制限する範囲の幅は、あり方における「目指すべき姿」(写真)として設定した範囲の幅を測量した結果、視点場から南北軸を中心とした17度 (水平方向の角度)とした。(※あり方においては、「約18度」としていたもの。) (図2)

(ア) 原爆ドーム (本体部分) の背景となる範囲

原爆ドーム (本体部分) の背景となる範囲の幅は、測量の結果、視点場から南北軸を中心とした3.1度 (水平方向の角度)とした。(図2)

(イ) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

植栽による遮蔽効果が見込める範囲の幅は、(ア)の部分の左右それぞれ6.95度 (水平方向の角度)とした。(図2)

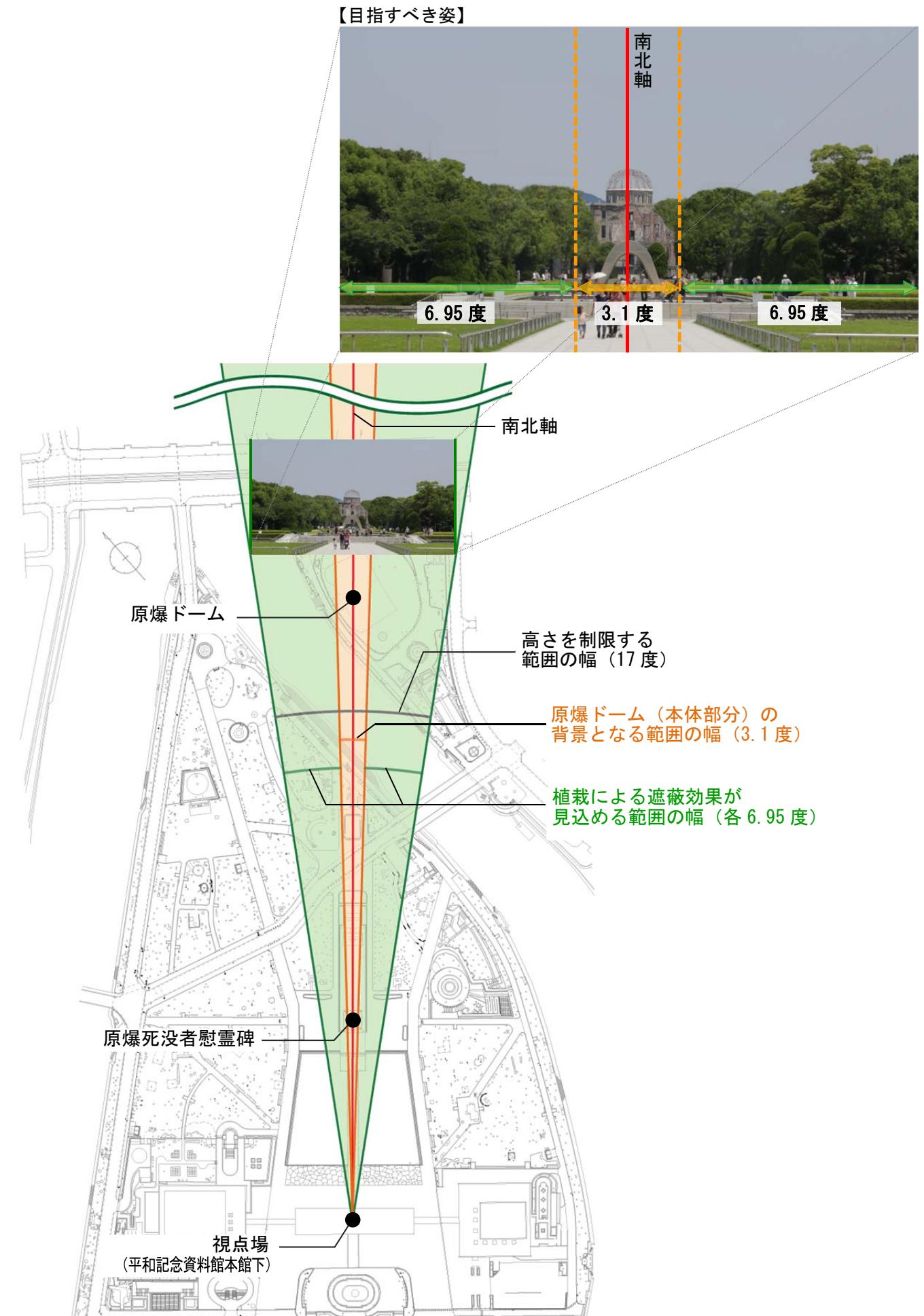


図2 高さを制限する範囲の幅

(5) 高さの最高限度 (平成31年度第2回部会)

論点①及び論点②を検討するに当たり、あり方における高さの基準の考え方に基づき、原爆ドームや平和記念公園内の植栽により背景を遮蔽できる高さの基準線（以下「基準線」という。）を、原爆ドーム及び背景に見える既存建築物の最頂部を測量した結果から、次のとおりとした。

ア 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場における視点の位置と、南北軸線上における原爆ドーム本体部分の肩の点（本体部分の上端・ドームを支える円筒形の壁の下端）を結ぶ斜線を延長したものを基準線とした。（図1、図2）

イ 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

視点場における視点の位置と、背景に見える既存建築物の最頂部（植栽による遮蔽高さの基準となる点）を結ぶ斜線を延長したものも基準線とした。（図1、図2）

ウ 基準線の定義式

| 範囲 | 基準線の定義式 【 H (標高 [m]) = 基準線の傾き $\times L$ (視点場からの距離 [m]) + 視点の標高 [m]】 | |
|---------------------|---|---|
| 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲 | $H_1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m] | ① |
| 植栽による遮蔽効果が見込める範囲 | $H_2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m] | ② |

※ 高さを制限する範囲における地盤面の高さは場所において異なることから、基準線は標高を用いて定義する。

※ 標高は東京湾平均海面（TP）を基準面とする。

※ Lは、視点場から計画地の建築物等の各部分までの距離とし、次式により求める。

$$L = \sqrt{(X + 178,364.302)^2 + (Y - 26,246.794)^2} [m]$$

※ X、Yは、平面直角座標系（第3系）による計画地の建築物等の各部分の座標であり、「-178,364.302」は視点場のX座標、「26,246.794」は視点場のY座標である。

※ 視点場における視点の高さは1.5mとする。（標高4.812m）

エ 高さの最高限度の定め方

個々の地点における基準線の高さを、高さの最高限度として定めた。（図2）

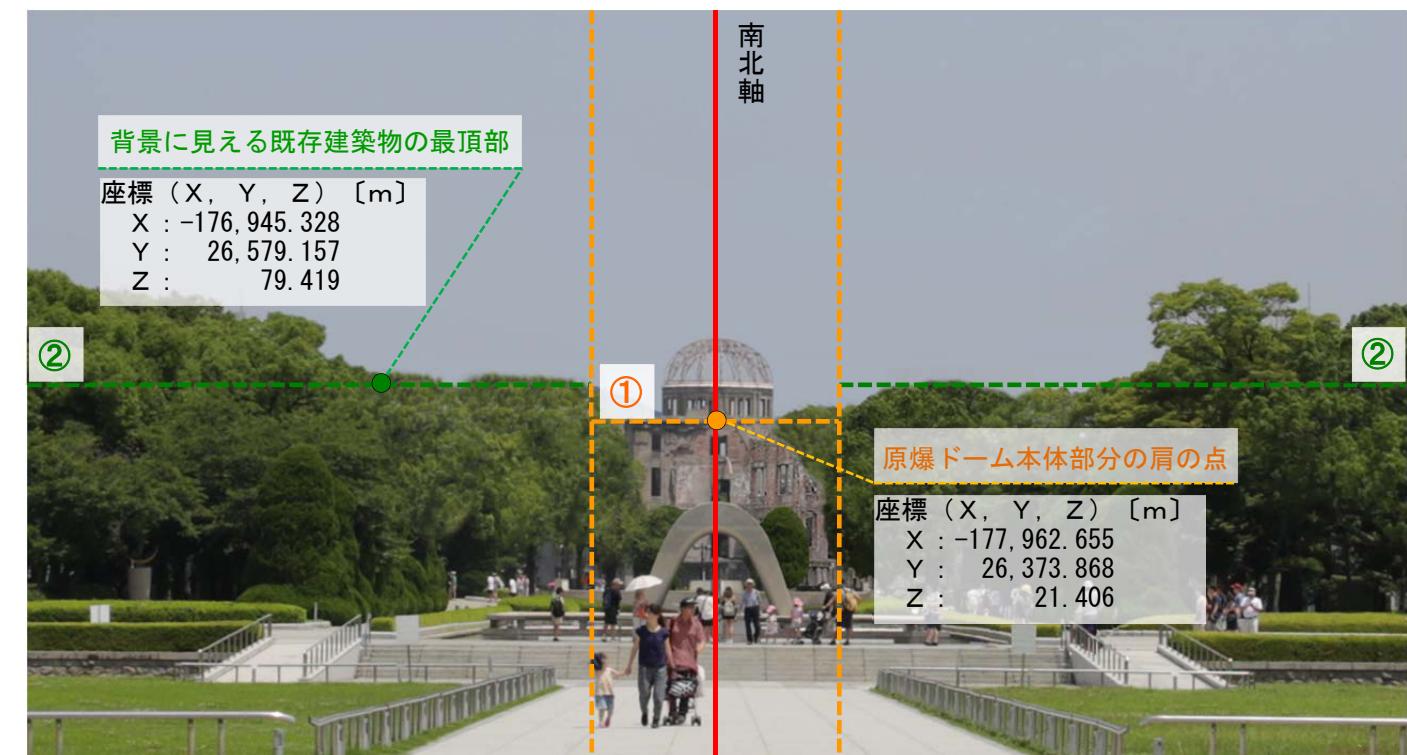


図1 原爆ドーム本体部分の肩の点及び背景に見える既存建築物の最頂部

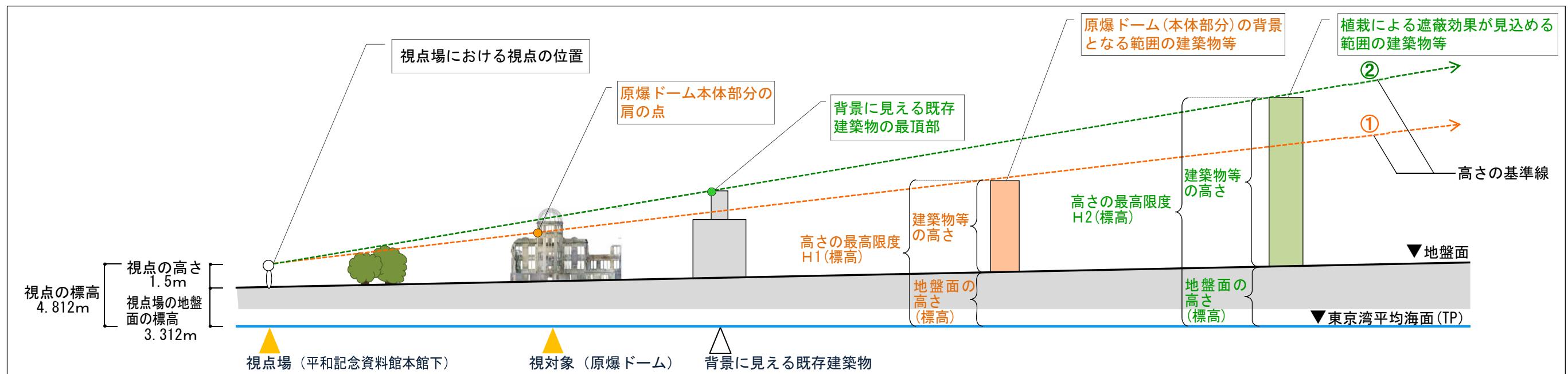


図2 高さの最高限度の定め方のイメージ図

(6) 高さを制限する範囲の奥行きの設定の考え方（平成31年度第2回部会）

論点①及び論点②を検討するに当たり、以下のとおり高さを制限する範囲の奥行きの設定の考え方を整理した。

ア 土地利用状況等から見た高層建築物の建設可能性

(ア) 用途地域

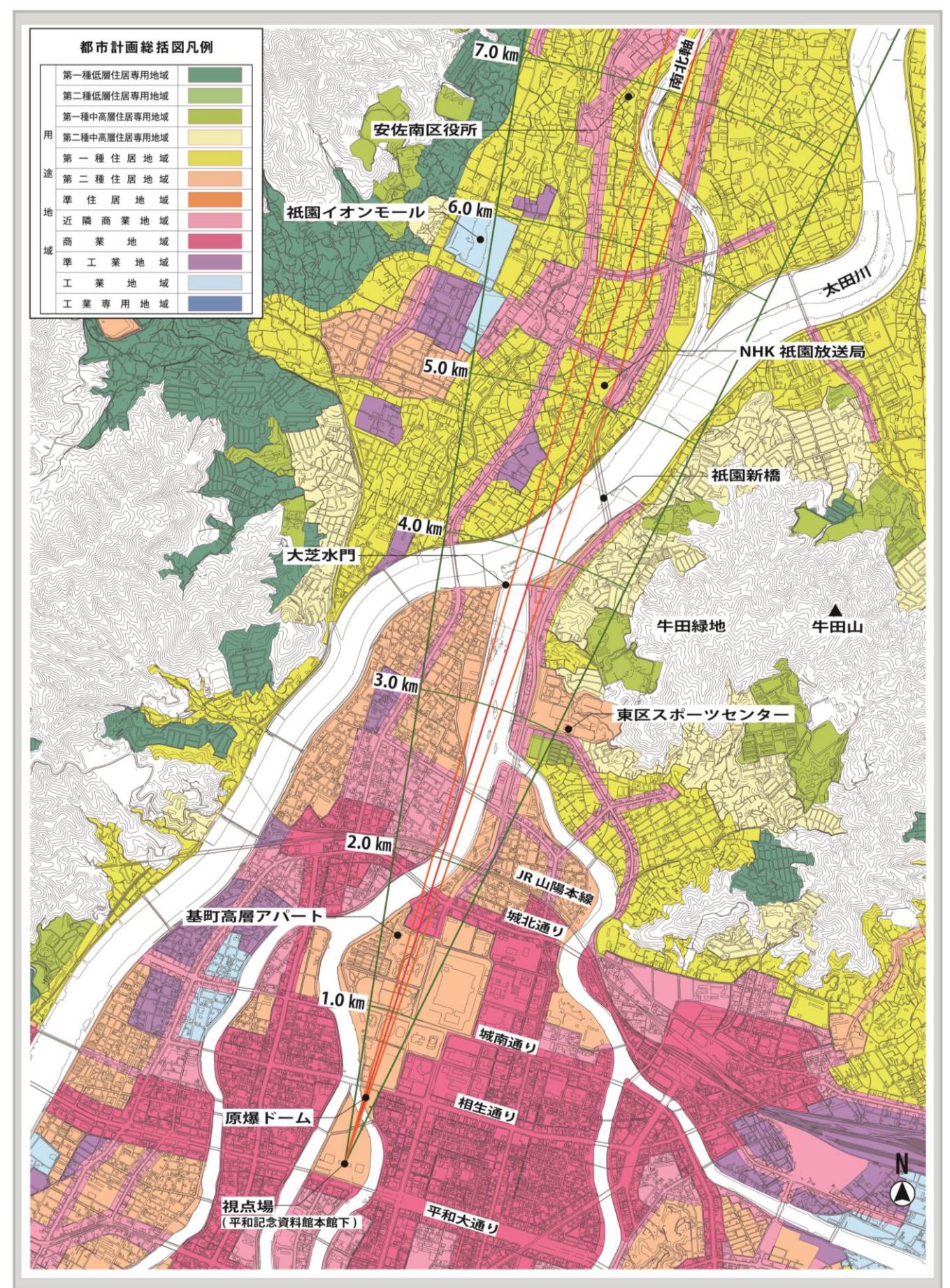
視点場から約2kmまでの範囲は、商業地域など容積率の高い地域(400~500%)が存在する。

また、視点場から約4kmまでの範囲では、近隣商業地域や第二種住居地域など比較的容積率が高い地域(300%)が占める割合が大きい。

さらに北側のエリアでは、視点場から約8kmの辺りまでは比較的容積率が低い第一種住居地域(200%)を主とし、一部に近隣商業地域が存在する。

これらのことから、原爆ドームの背景となるエリアにおいて、大規模敷地といった条件が整えば、高層建築物の建設可能性はあると考えられる。(右図)

原爆ドームの背景の用途地域

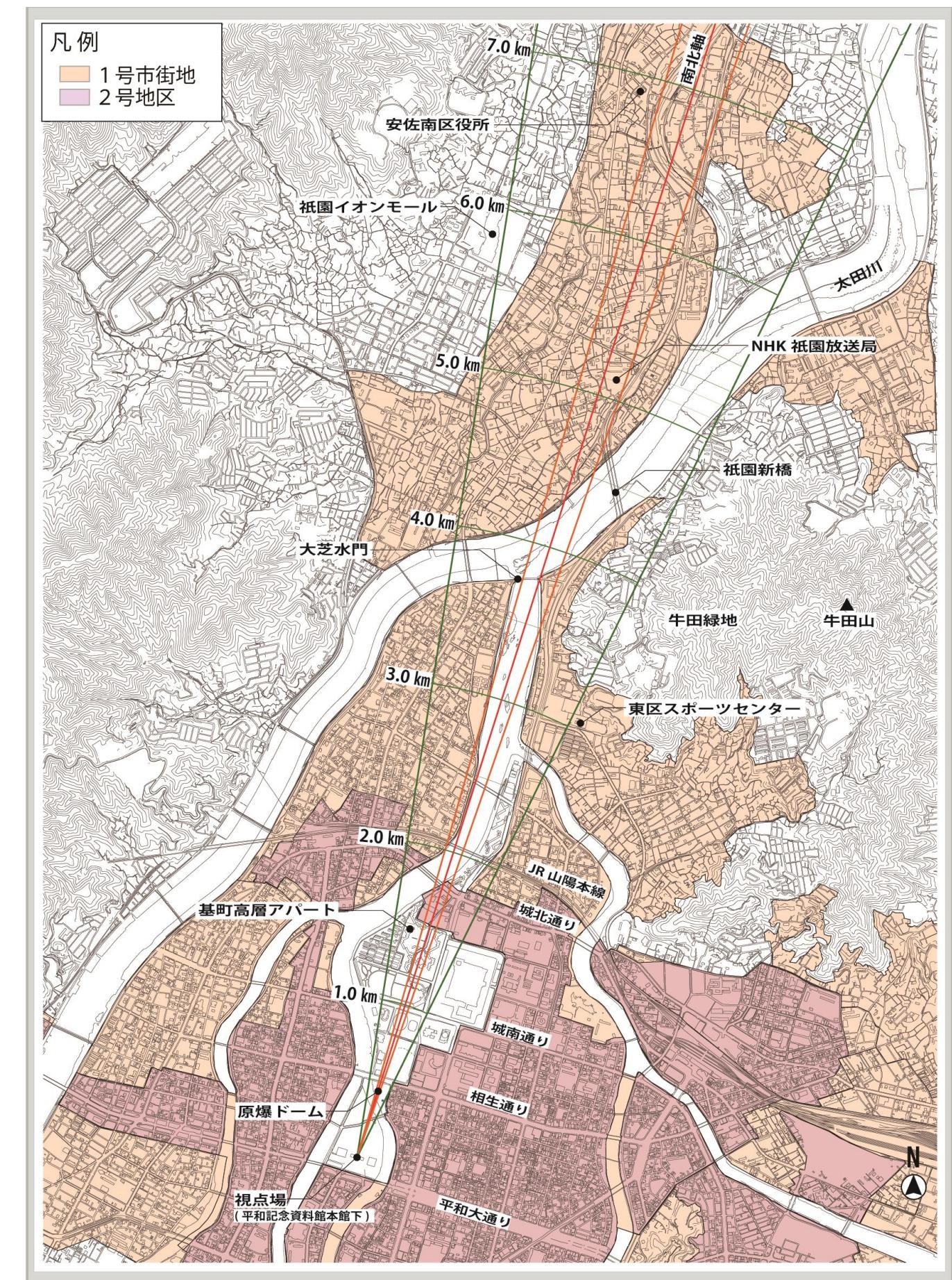


(イ) 市街地整備の状況

現況においても高層建築物の建設が可能な大街区が存在するとともに、市街地開発（敷地統合や街区変更など）の必要性がある市街地や地区として都市再開発法に基づき定めたエリア（1号市街地・2号地区）※が多く含まれるなど、今後も市街地整備が進み得る状況であることから、ゆくゆくは現況の敷地割りを前提としない規模の建設計画の可能性がある。（右図）

※ 都市開発法に定める都市再開発方針には、「計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」を明らかにする1号市街地と、「1号市街地の内、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の整備又は開発計画の概要」を明らかにする2号地区などについて定めることとなっている。

原爆ドームの背景の市街地整備の状況



イ 想定し得る高層建築物の高さ

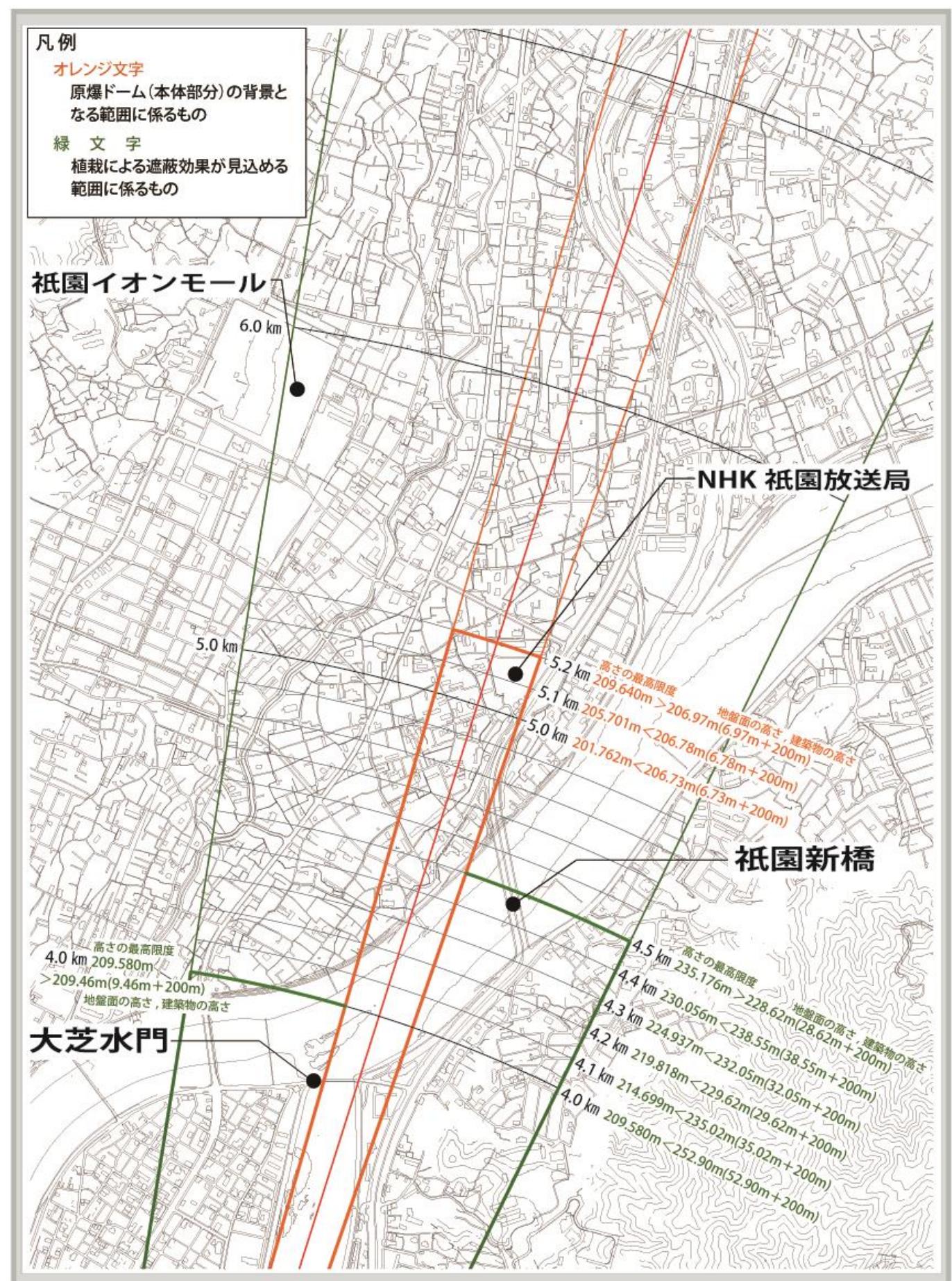
- ・ 本市で最も高い建築物は、都心の核であり交通結節点である広島駅周辺地区にある「シティタワー広島（Bブロックの住居棟）」（高さ約200m）であり、現在この高さを超える建築物を建設する動きはない。また、本市では都心の核を上回る開発ポテンシャルを備えたエリアは、拠点地区を含め存在しない。
 - ・ 本市と並ぶ地方中枢都市（札幌市・仙台市・福岡市）において、福岡市には福岡タワー（高さ234m）があるが、これは臨海部の展望塔という特殊な用途の施設である。札幌市では商業業務ビル（高さ230m）の建設設計画が具体化しているが、同市の交通結節点であり都心の核となるエリア（札幌駅前）におけるものである。
 - ・ また、三大都市圏の中枢部においては、200mを超える建築物の事例が数多く存在とともに、300m級の高層建築物の事例や建設設計画もあるが、地価や都市規模の状況を踏まえると直接の参考とすることは適切ではない。
 - ・ これらのことから、高さを制限する範囲の奥行きの検討においては、想定し得る建築物の高さの上限を、「シティタワー広島（Bブロックの住居棟）」と同等の200mとする。

ウ 原爆ドームの背景に建設された高層建築物が見えてくる範囲

高層建築物の高さ（200m）と地盤面の高さ※との合計値が高さの最高限度を超える範囲は、視点場からの距離が原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲では5.2kmまでとなり、植栽による遮蔽効果が見込める範囲の東側では4.5kmまで、西側では4kmまでとなる。（右図）

※ 視点場からの距離を 0.1 km ごとに区切った円弧の線上における地盤面の高さの最高値で、測量時の誤差 (+0.3m) を含む。

高さを制限する範囲の奥行き



エ 距離に応じた建築物等の見え方

(ア) 景観シミュレーション

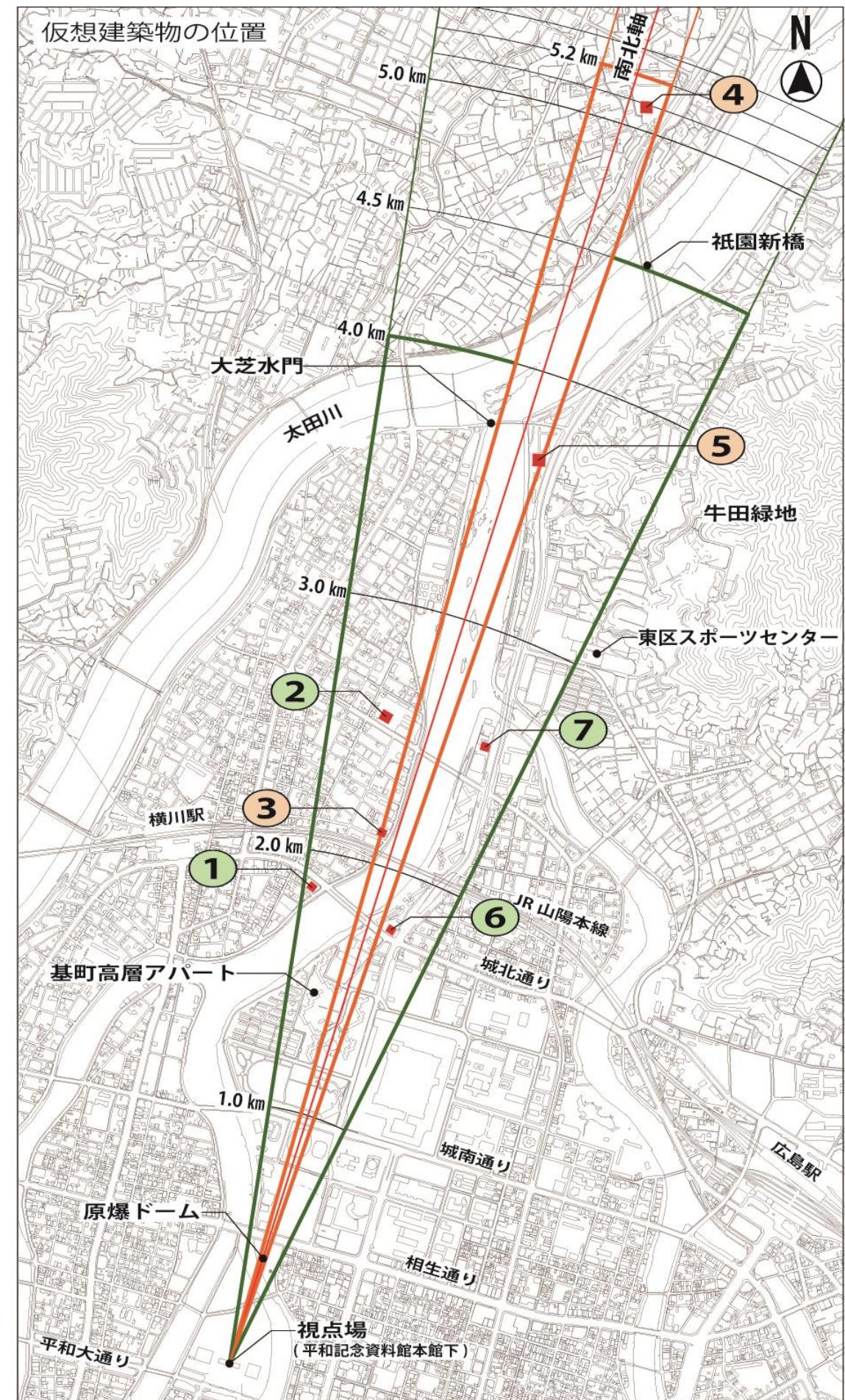
原爆ドームの背景（目指すべき姿）に仮想建築物が見える場合のフォトモンタージュ*を作成し、原爆ドームの背景に高さの最高限度を超える高層建築物が建設された場合の見え方を確認すると、建築物の形態や色彩の工夫に関わらず明瞭に視認できると考えられる。

* 仮想建築物は、現状の大規模敷地又は敷地統合された場合の街区を建設地として、当該敷地等の用途地域による容積率や建蔽率等を踏まえ、建ち得る建築物の規模を想定して作成したもので、個々の建築物の建設計画などを想定したものではない。



仮想建築物の設定

- ・仮想建築物は現状の大規模敷地又は敷地統合された場合の街区を建設地として想定
 - ・建築物の用途は、階高が高く建築物の高さが高くなるオフィスを想定
(階高 4.2m、塔状比 =1:5)
- *塔状比とは、建築物の短辺の長さと建築物の高さの比のこと



(1) 距離に応じた建築物等の見え方（実地調査）

実地調査により距離に応じた建築物等の見え方を検証したところ、少なくとも視点場から約8kmの範囲までは明瞭に視認できると考えられる。



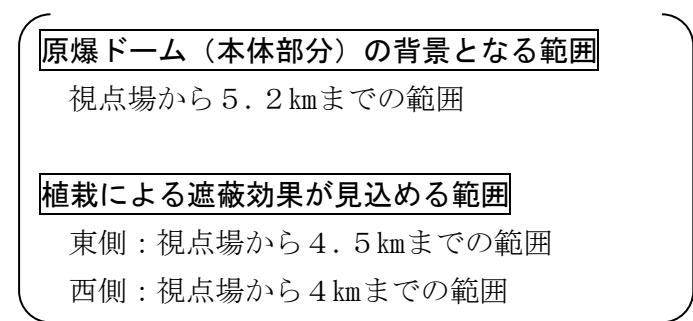
才 結論

上記アからエまでの内容を踏まえ、高さを制限する範囲の奥行きを以下のとおり設定した。

なお、高さ制限を導入した場合、高さの最高限度内での基準容積率の消化は可能であること、既存不適格となる建築物も商工会議所と P L 教会の 2 棟に限られており、建替えに当たってはいずれも基準容積率を消化することが可能であることを確認した。

(ア) あり方で示した「目指すべき姿」を実現するためには、原爆ドームの背景に建築物等が見えてこないよう高さを制限する範囲を設定する。(形態や色彩による制限の緩和は原則として設けない。)

(イ) 高さを制限する範囲に建設される建築物の高さの上限は 200m と設定し、高さを制限する範囲の奥行きは、当該規模の建築物の高さと地盤面の高さとの合計が高さの最高限度を超える範囲までとする。



(7) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い（平成31年度第2回部会）

阿武山（安佐南区八木町 山頂部の標高 585.9m）は、視点場から約1.2kmに位置し、その山頂付近は、原爆ドーム左側直近部の背景に当たる。同山頂付近における、建築物や工作物（鉄塔、鉄柱など）建設の可能性と景観への影響、それらを踏まえた対応について、次のとおり整理した。

ア 土地利用制限の状況

(7) 山頂付近の稜線の南東側

都市計画法による市街化調整区域であり、電気通信事業や放送事業、電気事業などに供する公益上必要な建築物及び農林業に供する建築物などを設けるための開発は、開発許可を受けずに行うことができるが、一般には、建築物や工作物を設けるための開発許可は、大きく制限される。

また、森林法に基づく開発制限の対象（地域森林計画対象民有林）区域でもあり、1haを超える開発は許可を受けなければ行うことができないほか、保安林に指定されている一部の区域では、その機能を損なうような開発は認められない。

(4) 稜線の北西側

都市計画区域外であり、都市計画法により、1haを超える開発は許可を受けなければ行うことができない。（ただし、用途制限はない。）

また、森林法に基づく開発制限の対象（地域森林計画対象民有林）区域でもあり、1haを超える開発は許可を受けなければ行うことができない。

イ 公益事業者へのヒアリング結果

公益事業者へのヒアリングの結果、現時点では、阿武山に建築物や工作物が設置される可能性は低いが、将来的には、需要が生じるなどの状況の変化があれば新設の可能性はある。

| 種類 | 公益事業者 | ヒアリング結果 |
|-----------|-------------------|---|
| ①テレビアンテナ塔 | 放送事業者 (テレビ) | <ul style="list-style-type: none"> 現在は、放送エリアがカバーできており、新たなテレビアンテナ塔（基地局・中継局共）建設の計画はないが、何らかの理由で難視聴エリアができるなど、状況に変化があれば新設の可能性はある。 現在、テレビアンテナ塔は、一番大きな主局が絵下山（安芸区矢野町）にあり、その他の中継局が権現山（安佐南区緑井）や大茶臼山（西区己斐上）などに設置されている。 |
| ②基地局（通信） | 電気通信事業者 (携帯電話) | <ul style="list-style-type: none"> 現在は、携帯電話基地局が十分に設置されており、広範囲に電波が届く大型の基地局を新設する計画はないが、大きな需要変化があれば新設する可能性はある。 大型の基地局には、鉄塔タイプのものもある。 今後普及を図る5Gについては、電波の届く距離が短いため、山の上に設置することではなく、街中に小型の基地局を設置することになる。 |
| | 電気通信事業者 (固定電話) | <ul style="list-style-type: none"> 無線中継基地局（建屋及びアンテナ）は、光ケーブル伝送への移行により、縮小する方向となっている。 現在のところ、この度の眺望景観に關わる地域における無線中継基地局（建屋及びアンテナ）の新たな設置計画はない。 |
| ③送電鉄塔（電気） | 電力会社 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、阿武山に送電線路はなく新たに設ける計画もないが、仮に阿武山に工業団地ができるなど、電力供給の必要が生じれば、険しい地形であっても送電線を通すことになる。 鉄塔の大きさは送電線の状況により変わるが、一般的なものは40～60m程度、大きなものは80mのものもある。 |

ウ 景観シミュレーション

市内の青垣山に実在する工作物等が、原爆ドームの背景に見えてくる阿武山の稜線に設置された場合の南北軸線上の眺望景観に及ぼす影響を検討するため、フォトモンタージュを作成した。(図1、図2) 視点場から阿武山までは約1.2kmあり、かなり大型の鉄塔等であっても、その見かけの大きさは小さくなる。しかし、阿武山の稜線が原爆ドームの肩の直上に見えてくることから、見かけの大きさが小さくとも、その存在は確実に視認できると考えられる。

また、鉄塔等の高い工作物には、航空法の規定により赤白での塗り分けや航空障害灯の設置が義務付けられることから、見かけの大きさ以上にその存在感が大きくなる可能性がある。

エ 阿武山に設置される工作物等への対応

景観シミュレーションの結果から、阿武山に設置される工作物等のうち、原爆ドームの背景に見えてくる工作物等については、目指すべき姿に与える影響を抑える措置が必要と考えられる。

のことから、原爆ドームの背景に見えてくるものは建設・設置しないことを基本とする。



図1 市内の青垣山に実在する工作物等



図2 阿武山に工作物等を設置した場合のフォトモンタージュ
(阿武山山頂付近 左から①テレビアンテナ塔、②基地局（通信）、③送電鉄塔（電気）)

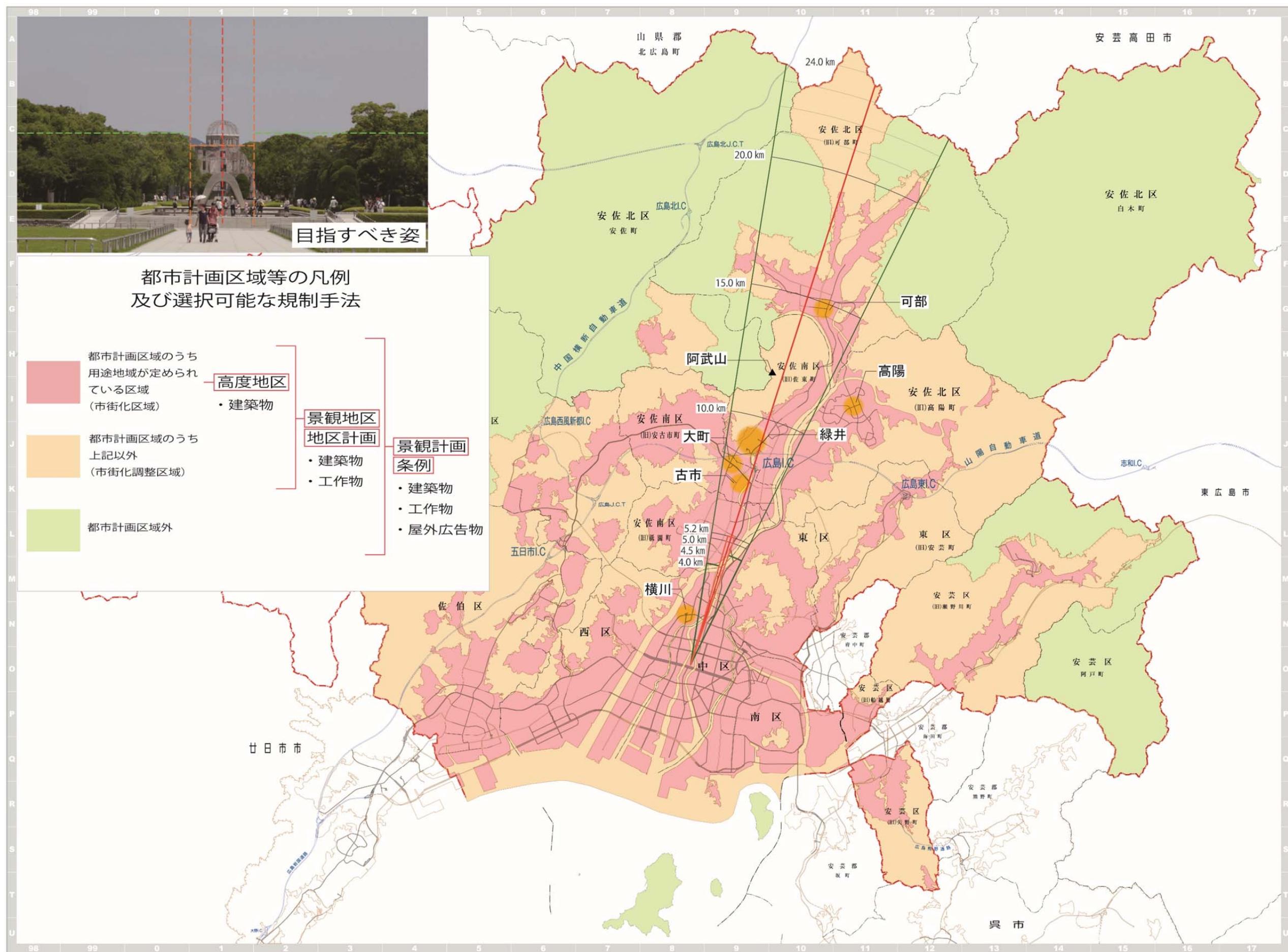
(8) 規制手法の選択の考え方（平成31年度第1回及び第2回部会）

論点③を検討するに当たり、高さ制限の手法とその特徴を他都市事例も参考にしながら確認し、都市計画区域等に応じた手法選択の可否や実効性の程度等を考量して、規制手法の選択の考え方を整理した。

ア 高さ制限の手法とその特徴について

| 規制手法 | 根拠法令 (関係法令) | 法律上の定義 | 定めることができる 区域 | 定めることができる 事項 | 必要な手続 | 違反等への措置 | 制度の特徴 | 他都市事例 |
|--|-------------------------|--|-------------------------------|---|-------------------------|------------------------------------|--|---|
| 景観計画 | 景観法 | 都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における良好な景観の形成に関する計画 | 市内全域 | 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 | 届出 | 勧告 | ・区域、高さの基準を柔軟に設定することが可能 ・工作物についても、高さの制限を定めることができる ・建築確認による担保がなく、高さの基準を満たすよう命じることができない。 | 名古屋市 (名古屋城周辺) 岡山市 (後楽園周辺) |
| 景観地区 | 景観法 都市計画法 (建築基準法) | 市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定める地区 | 都市計画区域又は準都市計画区域内 | ・建築物の高さの最高限度 ・建築物の高さの最低限度 ・建築物の形態意匠の制限 ・壁面の位置の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 | ・建築確認 ・認定 | ・施工停止命令 ・違反是正措置命令 (除却、使用禁止等) | ・建築確認により、規制遵守の担保がなされる。 (高さ基準を満たしていないと建築確認済証が交付されず、工事に着手できない。) ・景観地区に定めた場合、建築物の建築等に関する場合は、景観計画の届出が適用除外となり、代わりに認定制度により形態意匠の審査を行う。 ・高さの基準は定めることはできるが、高さの基準は認定の対象とはならない。 ・工作物についても、景観法に基づく景観地区工作物制限条例を制定した場合、形態意匠の基準を認定制度の対象とはできるが、高さの基準は認定の対象とならない。 (規制遵守の担保とはならない。) | 尾道市 (中心市街地周辺) ※令和2年3月現在、 策定中の都市 福山市 (福山城周辺) 廿日市市 (宮島口地区) |
| 高度地区 | 都市計画法 (建築基準法) | 市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区 | 都市計画区域又は準都市計画区域内で用途地域が定められた区域 | ・建築物の高さの最高限度 ・建築物の高さの最低限度 | 建築確認 | ・施工停止命令 ・違反是正措置命令 (除却、使用禁止等) | ・建築確認により、規制遵守の担保がなされる。 (高さ基準を満たしていないと建築確認済証が交付されず、工事に着手できない。) ・建築物の高さしか制限できないため、工作物の高さは別の手法で制限する必要がある。 | 松本市 (松本城周辺) |
| 地区計画 (建築基準法に基づく条例で建築物の建築その他の行為に関する制限を定めた場合) | 都市計画法 建築基準法 | 建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画 | 都市計画区域内 | ・建築物の高さ(建築物の各部分の高さを含む。)の最高限度 ・建築物等の用途の制限 ・容積率の最高限度 ・建蔽率の最高限度 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・容積率の最低限度 ・建築物の建築面積の最低限度 ・垣又は柵の構造の制限 ※上記は広島市が建築基準法に基づく条例で定めている事項 | ・建築確認 ・届出 | ・施工停止命令 ・違反是正措置命令 (除却、使用禁止等) | ・建築確認により、規制遵守の担保がなされる。 (高さ基準を満たしていないと建築確認済証が交付されず、工事に着手できない。) ・工作物については、地区計画に定めることはできるが、建築基準法に基づく条例では工作物の制限を定めることができず、建築確認による規制遵守の担保がない。 | 仙台市 (青葉通等) |
| 自主条例 | 地方自治法 | 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものに関する事務 | 市内全域 | 法令に違反しない限りにおいて、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものに関する事項 | 届出、 認定、 事前協議 等 | 勧告 ※施工停止命令を規定した例あり (京都市) | ・区域、高さの基準、手続等を柔軟に設定することが可能 ・工作物についても、高さの制限を定めることができる ・建築確認による担保がなく、高さの基準を満たすよう命じることができない。 | 京都市 (円通寺等) 東京都 (国会議事堂等) |

イ 都市計画区域等に応じて選択可能な規制手法



ウ 規制手法の選択の考え方

1 高さを制限する範囲（高さの制限）

(1) 建築物

| 規制手法 〔根拠法令〕 | 手法選択の可否 | 手続等 | 実効性の程度 |
|-----------------------------------|-------------------------------|---|---|
| 景観計画 〔景観法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | △ 建築確認以外に届出の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・景観法に基づく勧告は可能 |
| 景観地区 〔景観法 都市計画法 (建築基準法)〕 | ○ 市街化区域及び市街化調整区域であるため定めることができ | △ 高さ以外にも形態意匠の基準を定めた上で、建築確認以外に認定の手続が必要（ただし、高さは認定対象外） | ○ 建築確認での担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 高度地区 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ○ 市街化区域であるため定めることができ | ○ 建築確認の手続のみでよい。 | ○ 建築確認での担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 地区計画 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ○ 市街化区域及び市街化調整区域であるため定めることができ | △ 建築確認以外に届出の手続が必要 | ○ 地区計画の内容を建築基準法に基づく条例に定めることで、建築確認での担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 自主条例 〔地方自治法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | △ 建築確認以外に届出等の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・自主条例では勧告までが一般的 |

【手法選択の考え方（総合評価）】

高さ制限が遵守されるような法的位置付けを付与するためには、建築確認による規制の担保が最も有効であることから、高度地区といった都市計画法に基づく手法によることが適當である。

(2) 工作物

| 規制手法 〔根拠法令〕 | 手法選択の可否 | 手続等 | 実効性の程度 |
|-----------------------------------|-------------------------------|---|---|
| 景観計画 〔景観法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | ○ 建築確認以外に届出の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・景観法に基づく勧告は可能 |
| 景観地区 〔景観法 都市計画法 (建築基準法)〕 | ○ 市街化区域及び市街化調整区域であるため定めることができ | △ 景観法に基づく景観地区工作物制限条例を定めた場合は、建築確認以外に認定の手続が必要（ただし、高さは認定対象外） | △ ・建築確認での担保が無い。 ・景観法に基づく景観地区工作物制限条例を定めることで、是正措置命令は可能 |
| 高度地区 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ✗ 工作物は対象外 | — | — |
| 地区計画 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ○ 市街化区域及び市街化調整区域であるため定めることができ | ○ 建築確認以外に届出の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・都市計画法に基づく勧告は可能 |
| 自主条例 〔地方自治法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | ○ 建築確認以外に届出等の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・自主条例では勧告までが一般的 |

※工作物は用途や規模によっては建築確認が不要な場合がある。

【手法選択の考え方（総合評価）】

法令上、いずれの手法によっても建築確認による規制の担保はできないが、建設が想定される工作物は公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられることから、現行の景観規制の手法である景観計画によることが適當である。

(3) 屋外広告物

| 規制手法 〔根拠法令〕 | 建築物の屋上に設置する広告塔 又は平看板（屋上広告物） | 壁面利用広告物／突出し看板 | 地上に設置する広告塔又は 平看板（建植看板等） |
|----------------|--|--|---|
| 条例 〔屋外広告物法〕 | ○ 建築物等の高さの最高限度より現行基準（10m、20m又は46m以下）で定められた設置高さの上限の方が低いため、現行基準で規制可能 | ○ 建築物等が見えないよう高さを規制するため、壁面を利用した広告物は必然的に見えない | ○ 建築物等の高さの最高限度より現行基準（15m以下）で定められた設置高さの上限の方が低いため、現行基準で規制可能 |

【手法選択の考え方（総合評価）】

現行の屋外広告物条例の基準により規制することができることから、同条例によることが適當である。

2 阿武山（形態意匠の制限）

(1) 建築物

| 規制手法 〔根拠法令〕 | 手法選択の可否 | 手続等 | 実効性の程度 |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|--|
| 景観計画 〔景観法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | △ 建築確認以外に届出の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・景観法に基づく変更命令は可能 |
| 景観地区 〔景観法 都市計画法 (建築基準法)〕 | ✗ 山頂より西側は都市計画区域外であるため定めることができない。 | △ 建築確認以外に認定の手続が必要 | ○ 建築確認での担保は無いが、認定で担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 高度地区 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ✗ 市街化調整区域であるため定めることができない。 | — | — |
| 地区計画 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | △ 山頂より西側は都市計画区域外であるため定めることができない。 | △ 建築確認以外に届出の手続が必要（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例を定めた場合は、認定の手続も必要） | ○ 建築確認での担保は無いが、景観法に基づく地区計画等形態意匠条例を定めた場合は、認定で担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 自主条例 〔地方自治法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | △ 建築確認以外に届出等の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・自主条例では勧告までが一般的 |

【手法選択の考え方（総合評価）】

建設が想定されるのは公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられることから、現行の景観規制の手法である景観計画によることが適當である。

(2) 工作物

| 規制手法 〔根拠法令〕 | 手法選択の可否 | 手続等 | 実効性の程度 |
|-----------------------------------|--|---|--|
| 景観計画 〔景観法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | ○ 建築確認以外に届出の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・景観法に基づく変更命令は可能 |
| 景観地区 〔景観法 都市計画法 (建築基準法)〕 | ✗ 山頂より西側は都市計画区域外であるため定めることができない。 | △ 景観法に基づく景観地区工作物制限条例を定めた場合は、建築確認以外に認定の手続が必要 | ○ 建築確認での担保は無いが、景観法に基づく景観地区工作物制限条例を定めた場合は、認定で担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 高度地区 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | ✗ 市街化調整区域であること、工作物は対象外であることから定めることができない。 | — | — |
| 地区計画 〔都市計画法 (建築基準法)〕 | △ 山頂より西側は都市計画区域外であるため定めることができない。 | ○ 建築確認以外に届出の手続が必要（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例を定めた場合は、認定の手続も必要） | ○ 建築確認での担保は無いが、景観法に基づく地区計画等形態意匠条例を定めた場合は、認定で担保がなされ、基準に適合しないものは建築不可 |
| 自主条例 〔地方自治法〕 | ○ 市内全域で定めることができ | ○ 建築確認以外に届出等の手続が必要 | △ ・建築確認での担保が無い。 ・自主条例では勧告までが一般的 |

※工作物は用途や規模によっては建築確認が不要な場合がある。

【手法選択の考え方（総合評価）】

建設が想定されるのは公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられることから、現行の景観規制の手法である景観計画によることが適當である。

(3) 屋外広告物

現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定することができる。

【参考】

- 現行の基準で阿武山一帯の地域に設置することができる屋外広告物の表示面積は、以下のとおり。
- ・建築物の屋上に設置する広告塔又は平看板（屋上広告物）／壁面利用広告物 … 壁面面積の1/3以下
 - ・突出し看板 … 20 m²以下
 - ・地上に設置する広告塔又は平看板（建植看板等） … 30 m²以下

【手法選択の考え方（総合評価）】

現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定することにより規制することができることから、同条例によることが適當である。

(9) 適用除外や特例の考え方（平成31年度第2回部会）

用途上又は構造上、設置等がやむを得ないと認められるもの※については、制度化を進める上で高さ制限の適用除外や特例として整理を行うこととした。

※ 用途上又は構造上、設置等がやむを得ないと認めることを検討するもの

- ・ 緊急時、災害時に必要となるもの（災害用電波塔、防災無線、砂防ダムなど）
- ・ 他の法令で設置が義務付けられるもの（航空障害灯など）
- ・ 工事用の仮設工作物（工事用足場、クレーンなど）
- ・ 小規模な線的要素で構成される工作物（避雷針など）

また、現時点で予期できない例外的な事例が生じた際に、景観を阻害しないと認められるものについては、審議会等によるチェックを経て、特例で認める制度を設けることなどを検討することとした。

なお、適用除外や特例として認めるものが原爆ドームの背景に見えてくる場合でも、南北軸線上の眺望景観への影響を最小限にとどめる必要がある。このため、平和記念公園内の植栽計画の詳細な検討の際には、背後の建築物等を遮蔽することのほか、視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導するような樹木の配置を考慮することなどにも留意することとした。

(10) 具体的方策について（答申（素案））（平成31年度第1回景観審議会）

これまでの部会での検討結果を取りまとめた答申素案について、部会から景観審議会に報告し、その内容を審議した。

(11) 関係者ヒアリング（令和2年3月～6月）

平成31年度第1回景観審議会での検討内容について、審議会開催後に原爆ドーム及び平和記念公園周辺の地権者及び被爆者団体や、高さを制限する範囲の地権者等に説明するとともに、意見聴取を行い、審議会の議論の参考とした。

ア 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について

- ・ 世界遺産を望む景観を守るための良い取組だと思う。
- ・ 緩やかな高さ制限なので、特に支障はない。
- ・ 高さを制限する範囲が広いので驚いたが、今後の建設可能性がないとは言い切れないため、やむを得ないというの理解できる。

イ その他の眺望景観（南北軸線上以外の眺望景観）について

- ・ 南北軸線上の眺望景観だけでなく、平和記念公園周辺全体の眺望景観を考える必要があるのではないか。

ウ その他

- ・ 河川に架けられた橋は、景観上、重要な要素であるため、更新や新設に当たっては、景観づくりの一環として良いものを作ってほしい。
- ・ 旧市民球場跡地は平和記念公園と一体なので、早く整備方針を示してほしい。

(12) 市民意見の募集（令和2年6月～7月）

景観審議会で審議した答申素案について、広く市民の意見を聴くために、市民意見を募集した。提出のあった意見については、審議会の議論の参考とした。

ア 募集期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月14日（火）

イ 募集結果

意見提出者数 16人

意見件数 33件

| | |
|---|-----|
| ①南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策に関すること | 24件 |
| ②植栽・公園整備に関すること | 5件 |
| ③南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策以外に関すること | 4件 |

(13) 具体的方策について（答申（案））（令和2年度第1回景観審議会）

市民意見募集の結果等を踏まえて答申案の内容について審議し、その取りまとめを行った。

3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策（まとめ）

「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」としての高さ制限等の内容は、以下のとおりです。この具体的方策を踏まえて、景観誘導の枠組みの構築を進めていきます。

(1) 高さ制限について

ア 視点場及び南北軸

平和記念資料館本館下の視点場は、座標値^(注1) (X, Y, Z) = (-178, 364.302m, 26, 246.794m, 3.312m) とします。南北軸は、この視点場と原爆ドームの円蓋部中央 (座標値 (X, Y) = (-177, 962.655m, 26, 373.868m)) を結ぶ直線とします。

イ 高さを制限する範囲の幅

あり方における「目指すべき姿」の範囲を測量した結果として、視点場から南北軸を中心とした17度とします。(図2)

(ア) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から南北軸を中心とした3.1度とします。(図2)

(イ) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

上記(ア)の部分の左右それぞれ6.95度とします。(図2)

ウ 高さの最高限度

個々の地点における高さの最高限度は、次表の計算式により求めた標高とします。(P19 参照)

| 範囲 | 高さの基準線の定義式 【 H (標高[m]) = 基準線の傾き × L (視点場からの距離[m]) + 視点の標高[m]】 |
|---------------------|--|
| 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲 | $H1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m] ① |
| 植栽による遮蔽効果が見込める範囲 | $H2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m] ② |

※Lは、視点場から計画地の建築物等の各部分までの距離とし、次式により求めます。

$$L = \sqrt{(X + 178, 364.302)^2 + (Y - 26, 246.794)^2} [m]$$

※X、Yは、計画地の建築物等の各部分の座標です。

※「-178, 364.302」は視点場のX座標、「26, 246.794」は視点場のY座標です。

※視点場における視点の高さは1.5mとします。(標高 4.812m)

エ 高さを制限する範囲の奥行き

高さを制限する範囲の奥行きは、本市の事例から設定した建築物の高さ(200m)と地盤面の高さとの合計が高さの最高限度を超える次の範囲とします。(図1、図2)

(ア) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から5.2kmまでの範囲

(イ) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

東側：視点場から4.5kmまでの範囲

西側：視点場から4.0kmまでの範囲

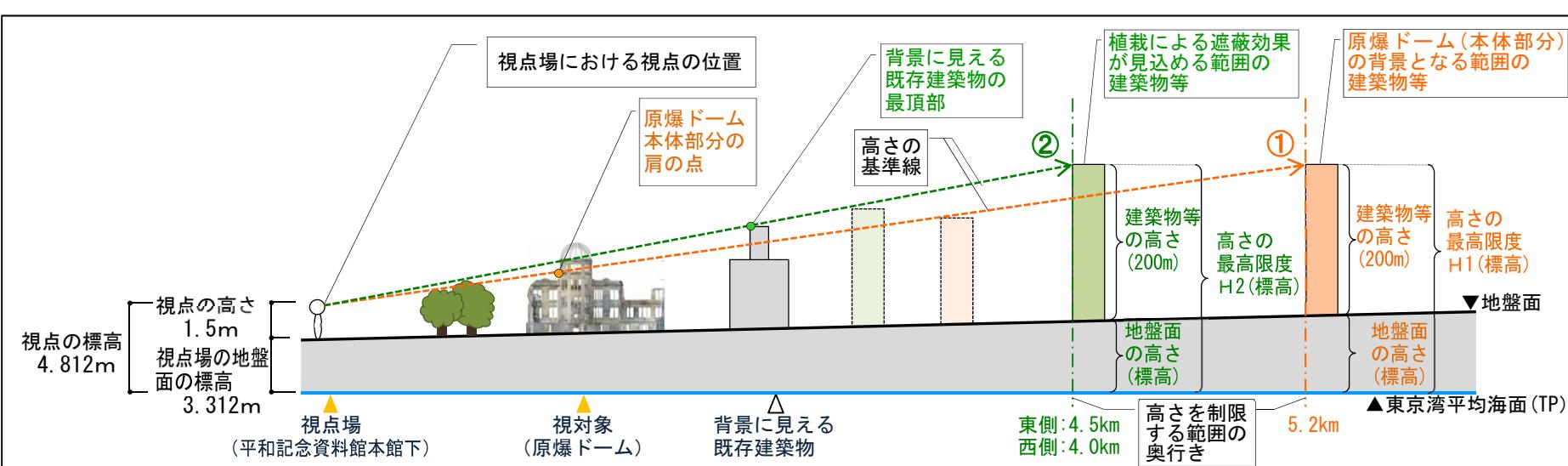


図1 高さ制限のイメージ図

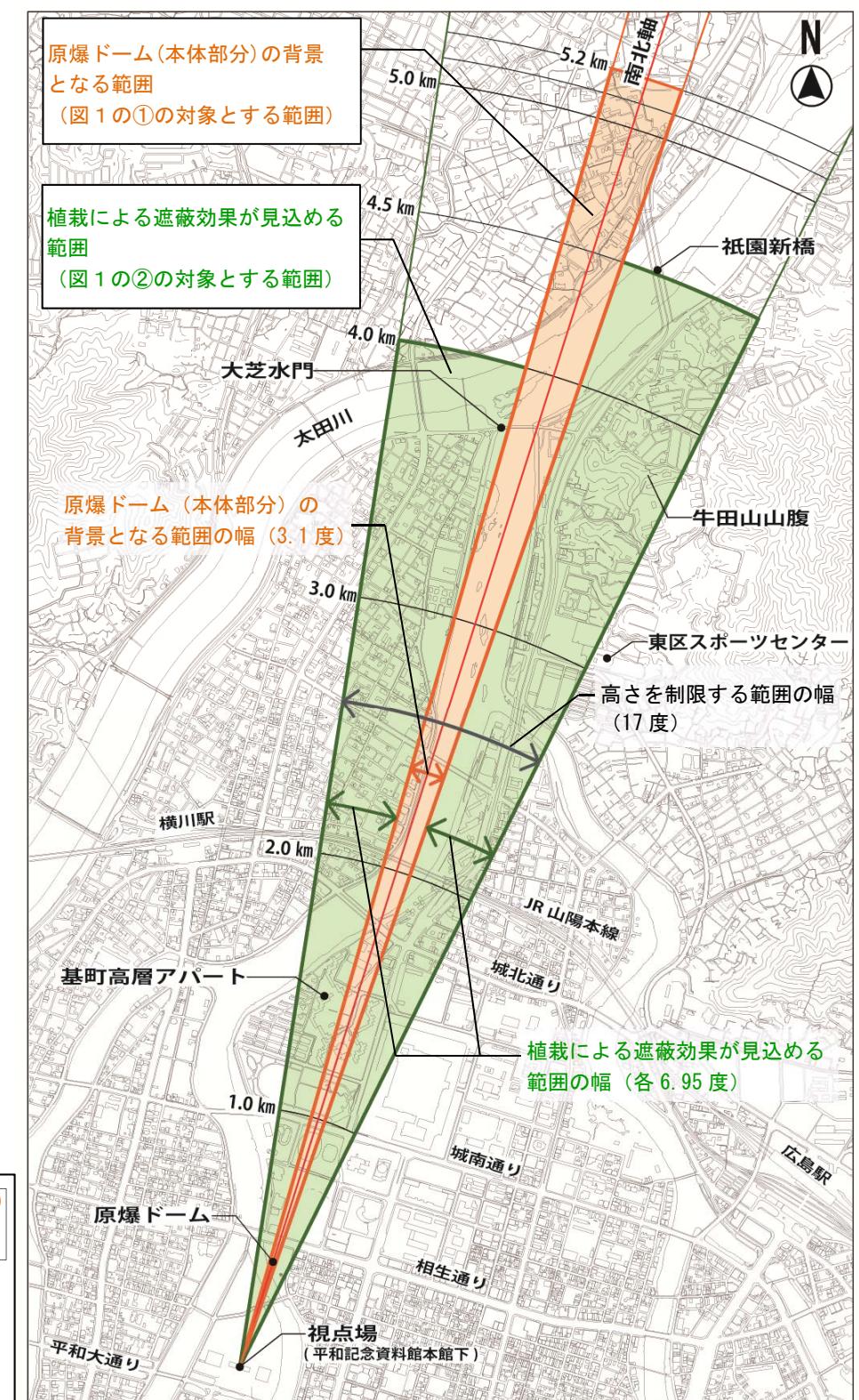


図2 高さを制限する範囲

(注1) 本資料における座標 (X, Y) は、国土交通省が定める平面直角座標系（第3系）によるものです。標高 (Z) は、東京湾平均海面 (TP) を基準面とします。

《参考》同座標系は島根県隠岐諸島西方を原点とし、南北方向をX軸、東西方向をY軸としています。X、Yの座標は、それぞれ原点からの距離を表しています。

オ 規制手法について

建築物、工作物及び屋外広告物を高さ制限の対象とし、それぞれ次のような規制手法とします。

建築物については、建築確認による規制の担保が最も有効であることから、高度地区といった都市計画法に基づく手法によることとします。

工作物については、法令上、いずれの手法によっても建築確認による規制の担保はできないものの、建設が想定される工作物は公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられるため、現行の景観規制の手法である景観計画によることとします。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例の基準により規制することができるため、同条例によることとします。

なお、用途上又は構造上、設置がやむを得ないと認められるものについては、高さ制限の適用除外や、審議会等によるチェックを経る特例として整理することとします。

また、総合的な観点から、景観計画において南北軸線上の眺望景観の保全・形成の趣旨等を位置付けます。

カ 植栽による遮蔽効果等について

平和記念公園内の植栽計画の詳細な検討の際には、背後の建築物等を遮蔽することのほか、視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導するような樹木の配置を考慮します。

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い

阿武山（安佐南区八木町 視点場から約12kmに位置）は、地形や土地利用制限の状況から、工作物等の建設・設置の可能性は低いと考えられますが、その山頂付近は原爆ドーム左側直近部の背景となるため、原爆ドームの背景に見えるものは建設・設置しないことを基本とします。（図3）

建築物、工作物及び屋外広告物が建設・設置の制限の対象となります、それぞれ次のような規制手法とします。

建築物及び工作物については、建設が想定されるのは公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされると考えられるため、現行の景観規制の手法である景観計画によることとします。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定することにより規制することができるため、同条例によることとします。

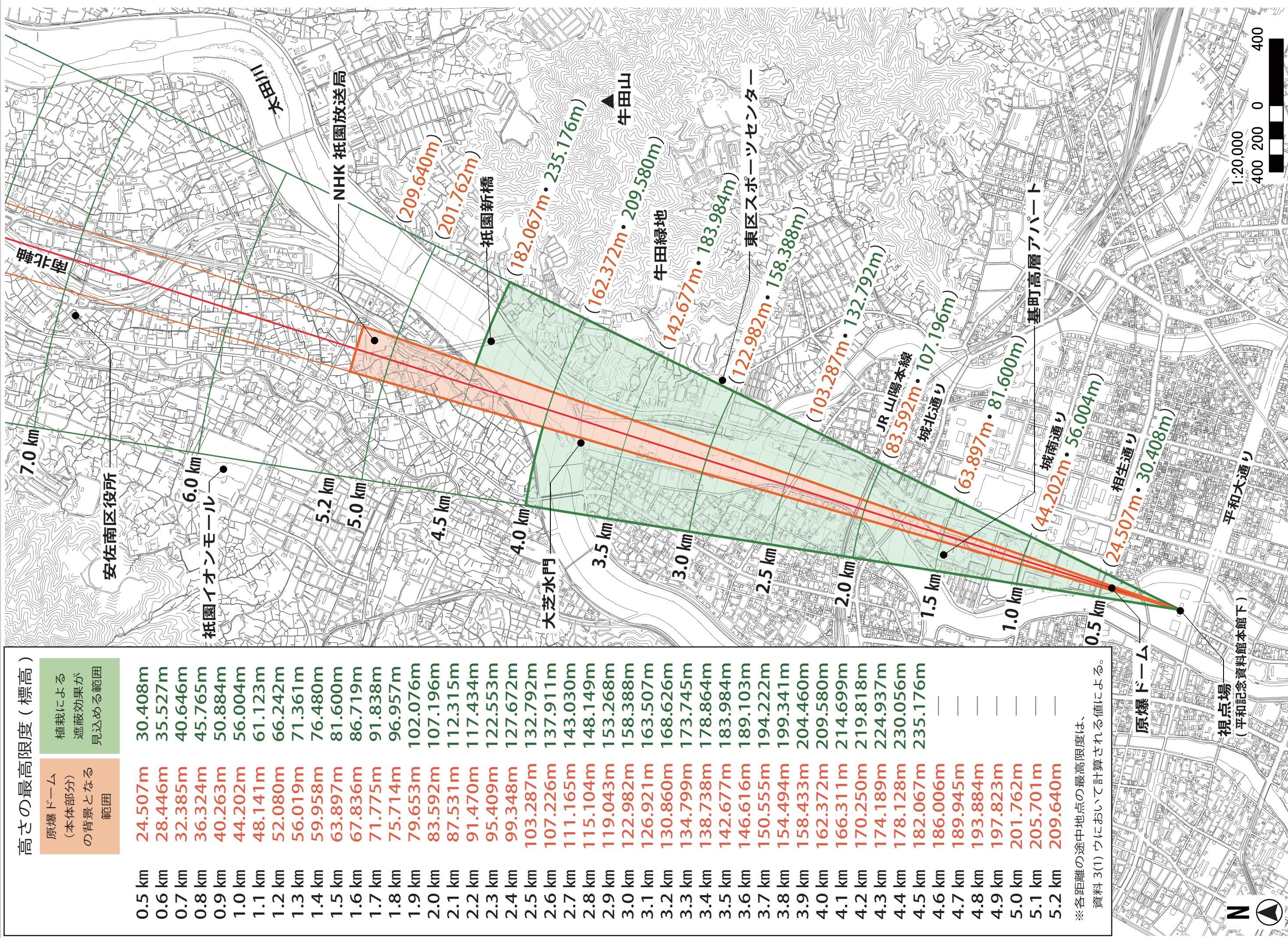


図3 目指すべき姿

（南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建物が何も見えない姿。）

植栽により一部の建物を遮蔽したもの。）

(参考) 視点場からうの距離に応じた高さの最高限度



※各距離の途中地点の最高限度は、資料 3(1) ワにおいて計算される値による。

資料 3(1) ヴにおいて計算される値による。

広都計第117号
令和元年 6月21日

広島市景観審議会

会長 杉本 俊多 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局都市計画課)



原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観
の目指すべき姿を実現するための具体的方策について(諮問)

平成30年12月に貴審議会からいただいた答申内容を基に、平成31年1月に本市
として「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方～南北軸線上の眺望景観
を中心として～」(以下「あり方」という。)を策定し、貴審議会に報告したところです。

今後は、このあり方を踏まえて、景観誘導の枠組みの構築を進める必要があることか
ら、広島市景観条例(平成18年広島市条例第39号)第17条第2項の規定に基づき、
南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について諮問しま
す。

広島市景観審議会委員名簿

| 区分 | 職業・役職 | ふりがな 氏名 |
|----------|------------------------------|----------------------------|
| 学識経験者 | 広島大学名誉教授〔建築〕 | すぎもと としまさ 杉本 俊多 (会長) |
| | 広島大学名誉教授〔土木〕 | ふじい かたし 藤井 堅 |
| | 広島工業大学名誉教授〔都市計画〕 | もりやす ひろし 森保 洋之 (副会長) |
| | 広島修道大学国際コミュニティ学部地域行政学科教授〔環境〕 | みうら ひろゆき 三浦 浩之 |
| | 広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授〔都市景観〕 | よしだ ゆきひろ 吉田 幸弘 |
| | 福山市立大学都市経営学部都市経営学科教授〔都市経営〕 | わたなべ かずなり 渡邊 一成 |
| | ポップラ・ペアレンツ・クラブ理事〔まちづくり〕 | まさもと だい 正本 大 |
| | カラースタジオ「I R I S」代表取締役〔色彩〕 | こだま のりこ 児玉 紀子 |
| | 広島大学法学部教授〔行政法〕 | おりはし ようすけ 折橋 洋介 |
| 各種団体の関係者 | (公社) 広島県建築士会会員〔建築士〕 | たかた ゆみ 高田 由美 |
| | 広島広告美術協同組合理事長〔広告業〕 | うちだ けんじ 内田 賢司 |
| | 広島県屋外広告士会顧問〔屋外広告士〕 | さかもと ひろあき 坂本 廣明 |
| 市民委員 | | なかがわ けいこ 中川 圭子 |
| | | にしむら ふかし 西村 不可止 |

(敬称略)

広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿

| 職業・役職 | ふりがな 氏名 |
|----------------------------|------------------------------|
| 広島大学名誉教授〔建築〕 | すぎもと としまさ 杉本 俊多 |
| 広島工業大学名誉教授〔都市計画〕 | もりやす ひろし 森保 洋之 (部会長) |
| 広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授〔都市景観〕 | よしだ ゆきひろ 吉田 幸弘 (職務代理者) |
| 広島大学法学部教授〔行政法〕 | おりはし ようすけ 折橋 洋介 |
| (公社) 広島県建築士会会員〔建築士〕 | たかた ゆみ 高田 由美 |

(敬称略)